

Go To トラベル事業 Q&A 集(8月31日時点)(抄)

- Q94 宿泊客に発熱や感冒症状などがあり、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合、どのように対処したらよいでしょうか。
- A 本人の同意を得た上で、最寄りの保健所や「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、その指示に従ってください。なお、当該宿泊客が新型コロナウイルス感染症の検査を受診するよう指示を受けた場合であっても、当該宿泊客を検査施設まで送迎する必要はありません。検査受診者自身が自家用車等を利用して検査施設へ向かうことになっています。公共交通機関の利用は可能な限り避け、やむを得ず利用する場合にはマスク着用等の感染防止策の徹底をお願いします。地域によっては、そのような症状のある方のための搬送サービスを提供する事業者もあるため、お困りの際は最寄りの保健所、「帰国者・接触者相談センター」にお問い合わせ下さい。
- Q95 発熱や感冒症状などがある宿泊客から、保健所への連絡などの協力を拒まれた場合どのようにすればいいのでしょうか。また、保健所への連絡後は、具体的にはどのように対応をすることとなるのでしょうか。
- A Go To トラベルのご利用に当たっての遵守事項において、Go To トラベル利用者には、保健所の指示を仰ぎ、従業員の指示に従うことについて、あらかじめ同意いただいております。発熱や感冒症状などがある宿泊客がいらっしゃった場合には、まずは保健所に連絡いただき、それ以降は保健所等の指示に従って、他の宿泊客と区分した客室に待機いただく、あるいは宿泊施設への滞在を見合わせて、医療機関等を受診いただくなど必要な措置をお取りいただくこととなります。
- Q96 宿泊中の客が新型コロナウイルス感染症の検査を受診し、陽性と判明しました。当該客に接した従業員や宿泊施設の管理者はどのように対処したらよいでしょうか。
- A 新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間(発症 2 日前から入院等をした日まで)に接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査(積極的疫学調査)を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断します。宿泊者名簿を確認して関係者をリスト化して提供するなど保健所による積極的疫学調査に協力してください。
- ・当該従業員が濃厚接触者に該当する場合  
濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従ってください。濃厚接触者は、感染している可能性があることから、感染した方と接触した後 14 日間は、健康状態に注意を払い(健康観察)、不要不急の外出は控えていただきます。
  - ・当該従業員が濃厚接触者に該当しない場合  
引き続き就業させて構いませんが、健康状態に注意を払い、毎日の検温を実施してください。

- Q97 宿泊中の客が新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した場合、当該客の同室者に対してはどのように対処したらよいでしょうか。
- A 同室の利用客がいる場合は、マスク着用をお願いし、客室内で待機し外出しないよう依頼してください。保健所が濃厚接触者と判断した場合には、保健所がその後の指示(検査の受診や行動制限)を出します。
- Q98 宿泊中の客が新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した場合、当該客が使用した客室に関してどのように対処したらよいでしょうか。
- A 客室をはじめ、当該客の動線にあたる高頻度接触部位については、保健所の指示に従い、必要に応じて消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム液等を使用して消毒を実施してください。具体的な消毒方法については、『新型コロナウイルス感染症に対する感染管理(2020年6月2日改訂 国立感染症研究所、国立国際医療研究センター 国際感染症センター)』を参考にして、保健所と相談してください。
- Q99 宿泊中の客が新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した場合、客室以外の館内施設及び設備に関してどのように対処したらよいでしょうか。
- A 共用施設は可能な限り共用を中止し、保健所の指示に従い、速やかに消毒を実施してください。具体的な消毒方法については、『新型コロナウイルス感染症に対する感染管理(2020年6月2日改訂 国立感染症研究所、国立国際医療研究センター 国際感染症センター)』を参考にして、保健所と相談してください。
- Q100 従業員が新型コロナウイルス感染症の検査を受診し、陽性と判明した場合、どのように対処したらよいでしょうか。
- A 新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間(発症2日前から入院等をした日まで)に接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査(積極的疫学調査)を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断します。保健所による積極的疫学調査に協力してください。館内施設については、保健所の指示に従い、速やかに消毒を実施してください。
- Q101 宿泊客や従業員が新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した場合、営業を休止する必要があるのでしょうか。
- A 保健所の指示にもよりますが、一律に営業を休止する必要はありません。宿泊施設等における感染の発生状況や、消毒の状況などをふまえて、ご判断ください。
- Q102 宿泊客の感染が判明したため営業を休止していました。営業を再開するに当たり、感染防止対策の点で気をつけるべきことは何ですか。
- A 保健所の指示を踏まえるとともに、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン(第1版)」を遵守いただくようお願いします。

Q103 宿泊客や従業員が新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した場合、Go To トラベル事業の支援対象外になりますか。

A Go To トラベル参加に当たっての遵守事項が守られているかどうかの確認をさせていただいた上で、不備があれば是正の指導をさせていただくこととなります。その上で、仮に不正などが発覚した場合には、本事業の参加事業者登録の取消しを行うこととなります。

Q104 施設内の感染防止対策について、専門家にチェックしていただきたいのですが、どのような方にお聞きしたらいいですか。

A まずは最寄りの保健所にご相談ください。